

令和 2 年

第 4 回国立市農業  
委員会総会議事録

国立市農業委員会

## 令和2年第4回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和2年5月18日 午前10時開会  
午前10時30分閉会

2. 場 所 くにたち市民総合体育館2階 会議室

出席者

1. 遠藤 利光      2. 遠藤 久      3. 北島 義昭  
4. 小鹿倉 薫      6. 佐伯 雅宏      7. 佐藤 満雄  
8. 澤井 武      9. 関 藤子      10. 田中 賢治

事務局

事務局長 堀江 祥生      農政係主任 名古屋 悠  
会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 専決処理の報告

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書 3件

5. 議題

(1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明 1件

6. 協議事項

- (1) 令和2年度稲作体験学習会について  
(2) 令和2年度新規就業者奨励賞受賞候補者の推薦について  
(3) 第40回農業後継者顕彰事業の実施について  
(4) 第60回企業的農業経営顕彰事業の実施について

7. その他

【北島会長】 おはようございます。新型コロナの影響で4月は総会ができなかったのですが、できるだけ速やかに終わりたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いします。佐伯達哉委員は本日欠席です。では、総会を始めたいと思います。議事録署名人は、遠藤久委員と小鹿倉委員です。よろしくお願いします。専決処理の報告、(1)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書3件、よろしくお願いします。

【事務局長】 それでは、配付資料の1ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてです。こちらの届出につきましては、会長専決処理ということでご報告をさせていただきます。届出の議案の書式は今までの様式と若干違っていますが、こちらは農地台帳システムを導入した関係で書式を若干変更させて頂いていますので、ご承知おき頂きたいと思います。それでは、まず、議案番号3、届出者住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、契約の内容、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況等は表記のとおりとなります。以上です。

【北島会長】 これは遠藤利光委員ですね。

【遠藤(利)委員】 現地確認させて頂きましたけれども、問題ありませんでした。

【北島会長】 ありがとうございます。皆さんのほうから何かありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 次、よろしくお願いします。

【事務局長】 それでは、配付資料の2ページをご覧ください。こちらは議案番号4となります。届出者住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、契約の内容、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況等につきましては表記のとおりとなります。以上です。

【北島会長】 これも遠藤利光委員ですね。よろしくお願いします。

【遠藤(利)委員】 これも問題ございません。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。皆さんのほうから何かありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 次、よろしくお願いします。

【事務局長】 それでは、配付資料の5ページをご覧ください。議案番号5、届出者の住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、契約の内容、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況等につきましては表記のとおりとなります。以上です。

【北島会長】 これは遠藤久委員ですね。よろしくお願いします。

【遠藤(久)委員】 現地で確認しましたところ、簡単にロープで仕切っておりまして、別に問題はないと思います。

【北島会長】 皆さんのほうから何かありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 ありがとうございます。続きまして、議題に移りたいと思います。(1)相続税の納税猶予に関する適格者証明、1件です。よろしくお願いします。

【事務局長】 A委員ですが、こちらの議題の当事者になり、議決権はございませんので、この場の席を一時退室されます。

(A委員 退室)

【事務局】 それでは、7ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明書となっています。農地等の相続人氏名、1. 被相続人に関する事項、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積、分類等は表記のとおりとなっています。また、2. 農地等の相続人に関する事項、(1) 農地等の相続人、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無は表記のとおりです。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は10ページに記載しています。7ページに戻りまして、左記の農地等による農業経営の開始年月日等は表記のとおりです。今後引き続き農業経営を行うことに関する事項は別紙営農確約書のとおりです。こちらは11ページに記載があります。営農確約書での租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予制度の適用を受けるに際し、今後引き続き農地を肥培管理し、農業経営を行うことを確約しますということで確認を頂いています。また、12ページから15ページは特例適用申請農地の場所となっており、16ページから18ページは現地の写真となっています。ご確認ください。以上です。よろしくお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。これは私と佐藤満雄委員と、あと佐伯達哉委員とで現地を確認しています。きれいに耕作してあり、作物を作付けしてありました。他の委員の方からも意見を頂きたいと思います。

【佐藤委員】 同じです。きれいに耕作されていますので問題はないと思います。

【北島会長】 皆さんのほうから何かありますか。なければ、適格ということでよいですね。

(「はい」の声あり)

(A委員 入室)

【北島会長】 続きまして、協議事項に入りたいと思います。(1) 令和2年度稲作体験学習会について、よろしくお願い致します。

【事務局】 資料19ページをご覧ください。令和2年度の稲作体験学習会の田植えについてですが、感染症拡大予防及び授業実施計画の見直しのため中止ということで教育委員会より通知が来ています。稲刈りについては、予定どおりの実施の計画をしているということです。稲刈りが実施予定とのことですので、田植えと稲の管理のほうをよろしくお願い致します。また、稲作体験学習会拡充プランのゲストスピーカーについてですが、20ページのとおり、5月31日まで市内公立小学校は休校となっていますので、5月22日に予定をしていました五小でのゲストスピーカーは中止となります。5月31日以降に予定していたゲストスピーカーですが、今時点で6月1日よりの学校の再開が未定となっていますので、実施の有無については保留ということになります。6月1日からの学校の予定が決まりましたら、各校と連絡をとり、今回中止となった五小を含め調整していきたいと思います。また、既に稲作体験学習会に係る田んぼの準備、種まき等で農機具等による作業が発生していることと思います。今年度より農機具借り上げ料の支払いの根拠を活動記録カードとさせて頂きたいと思います。農機具等での作業について、農機具名称、作業時間を活動記録カードに漏れなく記入してください。よろしくお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。田植えについては、前回の総会のとおり、6月15日の9

時から機械で植えることになっていきますのでよろしくお願いします。機械のほうは大丈夫ですか。

【佐藤委員】 頼んでおきました。

【北島会長】 よろしくお願ひします。田起こしは遠藤利光委員にお願いしているのでもよろしくお願ひします。

【遠藤（利）委員】 はい。

【北島会長】 ゲストスピーカーについては学校が始まらないとわからないということなので、今後どうなるかわからないですね。あと他に皆さんのほうから何かありますか。

【遠藤（利）委員】 土のうは作ってもらえますか。確認したら、破れていました。

【事務局長】 土のう袋は、防災課に言えば手配できると思います。何枚ぐらい必要ですか。

【北島会長】 少し余計にもらっておいたほうがよいですね。

【遠藤（利）委員】 では、3か所で6枚お願いします。さとのいえのほうに置いてください。砂は入っていますか。

【事務局】 袋だけになります。

【北島会長】 できれば砂が入っていた方がいいのだけれども。

【事務局長】 他の部署と相談してみます。

【北島会長】 あと何かありますか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 続きまして、(2) 令和2年度新規就業者奨励賞受賞候補者の推薦について、よろしくお願ひします。

【事務局】 では、21ページをご確認頂ければと思います。東京都農林水産振興財団から、令和2年度新規就業者奨励に係る推薦について、昨年度もあったものですが、同様の依頼が来ています。こちらにつきましては、昨年度内に農林水産業に新規就業された方を対象に奨励賞をこの財団から交付するものとなっていますので、国立市からも推薦をしたいと考えています。つきましては、農業委員会にて推薦候補者を協議頂ければと思っています。この案内にありますとおり、提出期限が7月1日となっていて、裏面に新規就業者の奨励賞の交付等に関する要領として対象の詳しい要件が定められています。原則として、前年度に新規就業した農林水産業者であって、ここに書いてある要件を満たす者が新規に就業者として奨励することになっていますので、ご協議頂ければと思います。よろしくお願ひ致します。

【北島会長】 ありがとうございます。どこかの地区で新しく就農した方がいらっしゃるという、思い当たる人はいないですか。

【田中委員】 Bさん、まだ学生かな、会っていないのでわからないですけども。

【北島会長】 それでは、確認してもらえますか。

【田中委員】 確認してみます。学生はだめですよ。

【事務局長】 まだ就農ではないですね。農林水産業者であることが要件ですので。

【北島会長】 千丑はいないですよ。久保もいないですね。青柳も、中平もいないですよ。では、確認してもらって、もしいるようなら事務局のほうへ。

【北島会長】 では、(3) 第40回農業後継者顕彰事業の実施について、よろしくお願ひします。

【事務局】 23ページをご確認ください。第40回農業後継者顕彰事業の実施について東京都農

業会議からの通知が来ています。こちらは推薦の期限が7月31日になっています。23ページの中盤から24ページにかけてですけれども、推薦に当たっての留意点を簡単に説明させていただきます。(1) 推薦基準の変更についてということで、今年度から少し変更があります。めくって頂いて24ページの上段のアカイのいずれかに該当することが推薦の条件となっています。アにつきましては、その対象者の家の年間農業収入(売上高)がおおむね500万円以上で、かつ農業部門で利益が生じていることが要件としてありまして、昨年度から変更はありません。一方、イにつきましては、候補者本人が認定農業者または認定新規就農者であること、あるいは家族が認定農業者であり、本人もいずれ認定農業者または認定新規就農者になることが見込まれていること、そこまでは変わらないのですが、年間農業収入の条件が新しく変わっています。アの基準のおおむね半分以上、要するに250万円以上になるかと思うのですが、認定農業者または認定新規就農者である場合はこの250万円以上の年間収入を満たしていること、かつ農業部門で利益が生じていることが要件となっています。(2) では、年間農業収入の基準として、アのところで500万円以上と定められていますが、その特例として、満たない場合でも対象とすることの要件について詳細に書いています。(3) につきましては、年齢が39歳以下であります。(4) 候補者の人数については、ここに書いてあるとおりですが、今年度39歳を迎えられる方につきましては何人でも推薦して頂いて大丈夫だということでした。これは、この事業が来年度以降も続いていって39歳というのが1つの上限になると思うのですけれども、今年39歳の方々にとっては恐らく今年を逃してしまうと来年度以降資格がなくなってしまうので、そういった方々に対しては何人でも受け入れますということがこちらで書いてあります。(5) については、夫婦連名での推薦も推奨していますということです。簡単にですが、以上となります。引き続きご協議頂ければと思います。

【北島会長】 ありがとうございます。500万円というのはなかなかラインがきついですけれども、どこかの支部でいらっしゃるかな。思い当たる方がいらっしゃる方は事務局のほうへ言ってもらえればありがたいと思います。

【関委員】 Cさんはどうですか。

【北島会長】 後継者表彰を受けているのではないかと思います。

【事務局】 Cさんですけれども、29年度に後継者を辞退されています。32ページに名簿の記載がございます。

【佐藤委員】 この条件が設けられると厳しいですよ。親が認定農業者だと限られてくるし、収入の条件もありますから。

【北島会長】 心当たりのある方は事務局のほうへ連絡をよろしくお願いします。続きまして、(4) 第60回企業的農業経営顕彰事業の実施について、よろしくお願いします。

【事務局】 本日の協議事項としては最後になるのですけれども、簡単に報告させていただきます。27ページからになるのですけれども、第60回企業的農業経営顕彰事業の実施について、同じく東京都農業会議から通知が来ています。推薦の期限が少しおくれまして8月31日(月)までとなっています。2. 推薦に当たっての留意点について簡単にご説明させていただきます。こちらの事業につきましても、昨年度も同様のものでありましたが、少しだけ変更があります。その変更が(1)の推薦基準の変更についてということで書いてあります。これまで複数の区市町村の区域を越えて会員がいる広域の集団については、どこかの区市町村の農業委員会が推薦を行うということで設けていたようですが、なかなか推薦の結果が芳しくなかったということで、今後、同じような広域集団

があった場合は農業会議のほうから推薦をするということで通知が来ています。(2)では、年間農業収入の基準について書いてあります。めくって頂いて28ページ、(3)では、夫婦連名での推薦について書いてありますが、1点、留意点としまして、下線が引いてありますが、夫婦の連名での推薦があった場合はご夫婦で現地調査もご対応を頂くということで書いてあります。最後、(4)番につきましては、その他の詳細な推薦の対象について書いてありますので、ご拝読頂ければと思います。以上になります。ご協議のほどよろしく申し上げます。

【北島会長】 これは推薦するのが毎回大変ですけども、心当たりのある方は言ってもらいたいと思います。8月まで期間があるのでゆっくり探してください。では、その他に入りたいと思います。

【事務局】 資料の一番最後、別添をご覧ください。令和元年度における野生鳥獣による農作物の被害状況調査ですが、毎年、東京都から調査依頼が来ています。昨年度につきまして、被害に遭われた委員もしくは被害の報告を受けている委員がいらっしゃいましたら事務局までご連絡をお願い致します。以上です。

【北島会長】 鳥獣被害に遭った方がいらっしゃったら事務局のほうへ言ってください。

【事務局長】 こちらの提出期限がかなり迫っていますので、なるべく早くお知らせ頂きますと助かります。

【北島会長】 27日までなのでよろしく申し上げます。次についてよろしく申し上げます。

【事務局】 令和2年度農地利用状況調査実施日程についてですが、例年どおり10月中旬頃を予定しています。日程については新委員とのすり合わせを予定しています。以上です。

【北島会長】 よろしいですね。

(「はい」の声あり)

【事務局】 続きまして、3月農業委員活動記録カード集計結果を報告させていただきます。A「総会、全員協議会」10件、C「その他の会議、会合」1件、E「市民・学校教育等との交流活動」1件、F「現地確認」1件、以上となっています。

【北島会長】 ありがとうございます。

【事務局】 続きまして、農業委員会6月総会の日程調整をお願い致します。候補日と致しまして、6月26日(金)10時から、6月29日(月)10時から、場所はいずれもここと同じ体育館2階会議室になります。よろしく申し上げます。

(協議)

【北島会長】 では、26日です。

【事務局】 ありがとうございます。

—了—